

改正

平成11年3月31日要綱第4号

平成13年2月1日要綱第6号

平成14年3月29日要綱第6号

平成14年10月18日要綱第15号

平成18年4月1日要綱第7号

平成19年3月31日要綱第6号

平成24年7月9日要綱第28号

平成25年3月29日要綱第14号

岡垣町介護用品給付サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅の寝たきり高齢者等に対し、紙おむつ等（おむつカバー、パット等含む。以下「介護用品」という。）の給付をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岡垣町とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できる民間事業者等に委託することができる。

(給付対象者)

第3条 この事業の給付対象者は、在宅で町内に住所を有し常時介護用品が必要な者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) おおむね65歳以上の者（65歳未満であって初老期認知症に該当する者を含む。）であって寝たきり高齢者（別表1のランクB及びランクCに該当する者）
- (2) おおむね65歳以上の者であって認知症に該当する者（別表2のランクⅢ、ランクⅣ及びランクMに該当する者）
- (3) 重度心身障害（児）者（肢体不自由障害、体幹機能障害の身体障害者手帳1、2級の交付を受けている者又は療育手帳「A」の交付を受けている者で、日常生活上、常時他の者の介護を必要とする者）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく同様の給付を受けるようになった場合
- (2) 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設に入所するに至った場合
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入所するに至った場合
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所に入院するに至った場合
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設に入所するに至った場合又は特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けるようになった場合
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設等に入所又は共同生活援助若しくは共同生活介護を利用するに至った場合

（給付の内容）

第4条 介護用品を現物給付する。

（給付の申請）

第5条 介護用品の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護用品給付サービス利用申請書を町長に提出しなければならない。

（給付の決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに利用の要否を決定し、その結果を介護用品給付サービス決定通知書により申請者に通知するものとする。なお、要否の決定の際には必要に応じて高齢者サービス調整チームを活用する。

2 対象者の判定は、別表1及び別表2の判定基準を基に、岡垣町の保健師又は看護師及び老人介護支援センター職員が行うものとする。

（給付の期間）

第7条 給付期間の始期は、町長が申請に基づき給付を決定した日がその月の15日までの場合は当月から、それ以降の場合は翌月から開始するものとする。

2 給付期間の終期は、当該年度の末日までとする。ただし、当該年度の途中で第10条第1項各号に該当するときは、給付要件を喪失した日の前日の属する月までとする。

（給付の限度額）

第8条 介護用品の給付の限度額は、別表3に定める額とする。

(継続利用者の対象要件の確認)

第9条 町長は、毎年4月1日を基準日として、継続して利用する者の第3条に規定する対象者の要件及び第8条に規定する給付限度額を確認し、要件を満たしていると認められる利用者に引き続き給付を行う。

(利用の取消)

第10条 町長は、給付を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付の取消しを行なう。

- (1) 第3条第1項各号に該当しなくなった場合
- (2) 第3条第2項各号に該当した場合
- (3) 給付を受けている者が死亡又は転出した場合

2 前項の規定により利用を取消したときは、申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第11条 申請者は、前条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、その旨を町長に速やかに届け出なければならない。

(事業の実施)

第12条 町長は、給付を受ける者に対して、介護用品給付券（以下「給付券」という。）を交付するものとする。ただし、別表3の給付対象者世帯の階層区分がCの者については、給付券を交付しないことができる。

2 町長は、給付券の交付後、1月単位で定期的に介護用品を給付するものとする。なお、給付の方法は、原則として町と契約した介護用品の納入業者（以下「業者」という。）が給付を受ける者の住居に直接届けるものとする。

3 給付を受ける者は、介護用品が給付されたときは、業者に給付券を提出するものとする。

4 業者は、給付決定を受けた者が、第8条に規定した限度額以上の介護用品の配達を希望した場合、別表3の給付対象者世帯の階層区分のB及びCに該当する者に限り、本町と契約した内容と同等の介護用品を誠実に販売しなければならない。

5 業者は、毎月、前月分の利用実績を取りまとめ、町長に報告しなければならない。

6 業者は、給付に要する費用を請求するときは、給付券を添付して請求するものとする。

(譲渡の禁止)

第13条 当該事業により給付を受けた介護用品は、他に譲渡してはならない。

(委任)

第14条 この要綱の実施について介護用品給付サービス利用申請書の様式等必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日要綱第4号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月1日要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月29日要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月18日要綱第15号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月1日要綱第7号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月31日要綱第6号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱（以下「新要綱」という。）の施行日前に、改正前の岡垣町介護用品給付サービス事業実施要綱第6条の規定により給付を受けることが決定された者については、新要綱第8条に定める限度額にかかわらず、平成19年6月30日までは、5,000円を限度額とし介護用品を給付する。ただし、平成19年7月1日以降の利用については、新要綱第3条に定める対象者の要件を満たしていると認められる者に対し、当該年度の課税状況を適用し新要綱第8条に定める限度額により介護用品を給付する。

附 則（平成24年7月9日要綱第28号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年7月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日要綱第14号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第3条第1項関係）

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1 交通機関等を利用して外出する。 2 隣近所へなら外出する。
準寝たきり	ランク A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。 1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 2 介助により車椅子に移乗する。
	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 1 自力で寝返りをうつ。 2 自力では寝返りもうたない。

(判定に当たっての留意事項)

- 1 判定に際しては「～をすることができる」といった「能力」の評価ではなく「状態」、特に『移動』に関わる点に着目して、日常生活の自立の程度を4段階にランク分けすることで評価するものとする。
- 2 補装具、自助具、杖や歩行器、車椅子等を使用している状態で判定して差し支えない。
- 3 4段階の各ランクに関する留意点は以下のとおりである。

ランク J——何らかの身体的障害等を有するが、日常生活はほぼ自立し、一人で外出する者が該当する。なお、“障害等”とは、疾病や障害及びそれらの後遺症あるいは老衰により生じた身体機能の低下をいう。

J—1はバス、電車等の公共交通機関を利用して積極的に、また、かなり遠くまで外出する場合が該当する。

J—2は隣近所への買い物や老人会等への参加等、町内の距離程度の範囲までなら外出する場合が該当する。

ランクA——屋内での日常生活活動のうち食事、排泄、着替に関しては概ね自分で言い、留守番等をするが、近所に外出するときは介護者の援助を必要とする場合が該当する。なお、“ベットから離れている”とは“離床”のことであり、ふとん使用の場合も含まれる。

A—1は寝たり起きたりはしているものの食事、排泄、着替時はもとより、その他の日中時間帯もベットから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する場合が該当する。

A—2は日中時間帯、寝たり起きたりの状態にはあるもののベットから離れている時間の方が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない場合が該当する。

ランクB——日常生活活動のうち、食事、排泄、着替のいずれかにおいては、部分的に介護者の援助を必要とし、一日の大半をベットの上で過ごす場合が該当する。排泄に関しては、夜間のみ“おむつ”をつける場合には、介助を要するものとはみなさない。なお、“車椅子”は一般の椅子や、ポータブルトイレ等で読み替えても差し支えない。B—1とB—2とは座位を保つことを自力で行うか介助を必要とするかどうかで区分する。

B—1は介助なしに車椅子に移乗し、食事も排泄もベットから離れて行う場合が該当する。

B—2は介助のもと、車椅子に移乗し、食事又は排泄に関しても、介護者の援助を必要とする。

ランクC——日常生活活動の食事、排泄、着替のいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、一日中ベットの上で過ごす。

C—1はベットの上で常時臥床しているが、自力で寝返りをうち体位を変える場合が該当する。

C—2は自力で寝返りをうつこともなく、ベット上で常時臥床している場合が該当する。

- 4 当該基準表は、平成3年11月18日付厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知（老健第102—2号）によるものとする。

別表2（第3条第1項関係）

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

(平成14年4月1日適用)

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	判定に当たっての留意事項及び提供されるサービスの例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。具体的なサービスの例としては、家族等への指導を含む訪問指導や健康相談がある。また、本人の友人づくり、生きがいつくり等心身の活動の機会づくりにも留意する。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるので、訪問指導を実施したり、日中の在宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の阻止を図る。具体的なサービスの例としては、訪問指導による療養方法等の指導、訪問リハビリテーション、デイケア等を利用したりハ
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスがめだつ等	ビリテーション、毎日通所型をはじめとしたデイサービスや日常生活支援のためのホームヘルプサービス等がある。
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との応対など一人で留守番ができない等	

Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。		日常生活に支障を来すような行動や意思疎通の困難さがランクⅡより重度となり、介護が必要となる状態である。「ときどき」とはどのくらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目が離せない状態で
Ⅲ a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない・時間がかかる。やたらに物を口にいれる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	はない。在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、訪問指導や、夜間の利用も含めた在宅サービスを利用し、これらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。具体的なサービスの例としては、訪問指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、ホームヘルプサービス、デイケア・デイサービス、症状・行動が出現する時間帯を考慮したナイトケア等を含むショートス
Ⅲ b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ a に同じ	テイ等の在宅サービスがあり、これらのサービスを組み合わせて利用する。
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動はランクⅢと同じであるが、頻度の違いにより区分される。家族の介護力等の在宅基盤の強弱により在宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、又は、特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神	ランクⅠ～Ⅳと判定されていた高齢者が、精神病院や認知症専門棟を有する老人保健施

重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	設棟での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。
-------------------------	--------------------------	--

(判定に当たっての留意事項)

- 1 判定に際しては、意思疎通の程度、見られる症状・行動に着目して、日常生活の自立の程度を5区分にランク分けすることで評価するものとする。評価に当たっては、家族等介護に当たっている者からの情報も参考にする。なお、このランクは介護の必要度を示すものであり、認知症の程度の医学的判定とは必ずしも一致するものではない。
- 2 当該基準表は、平成5年10月26日付厚生省老人保健福祉局通知（老健第135号）によるものとする。

別表3（第8条関係）

給付限度額

給付対象者世帯の階層区分		給付限度額（月額）
A	本人及び世帯全員が市町村民税非課税	6,000円
B	本人が市町村民税非課税（世帯の中に市町村民税課税者がいる）	3,000円
C	本人が市町村民税課税	0円（全額自己負担）

(備考)

- 1 第5条に規定する申請書の受理日が当該年度の6月まで及び第9条に規定する基準日においては、前年度の市町村民税の課税状況を適用する。
- 2 課税年度の初日の属する年の1月1日において65歳以上の者は、その課税年度の前年の合計所得金額が125万円以下のときは市町村民税非課税とみなす。
- 3 第3条第1項第3号の規定による給付対象者の給付対象者世帯の階層区分について、本人又は世帯の中に16歳未満又は16歳以上19歳未満の扶養親族がいる者の市町村民税は、平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」に規定する計算方法を準用して算出した額とする。